

令和8年度定時総会を開催

令和8年6月11日、(一社)農業土木事業協会は、AP浜松町において第15回定時総会を開催しました。来賓として、農林水産省 農村振興局の青山健治次長、志村和信設計課長、武元将忠施工企画調整室長のご出席頂きました。

令和7年度事業状況、令和8年度事業計画及び予算等を報告するとともに、令和7年度収支決算報告、定款の改正、役員の選定、要請文について、提案し承認を頂きました。

【報告事項】

- (1) 令和7年度事業報告について
- (2) 令和8年度事業計画及び予算について
(令和8年3月24日理事会 承認)



(開会の挨拶を行う (一社) 農業土木事業協会 平松会長)

- (3) 第28回参議院議員通常選挙における候補者の推薦について

【承認議案】

- 第1号議案 令和7年度収支決算報告について
- 第2号議案 定款の一部改正(目的の変更)について
- 第3号議案 定款の一部改正(構成員の変更)について
- 第4号議案 定款の一部改正(理事定数の変更)について
- 第5号議案 役員の選定について
- 第6号議案 要請文について



(来賓としてご挨拶を頂いた農林水産省農村振興局 青山次長)

【役員の交代】

総会で以下のとおり役員の選任が承認されました。

(新役員)

理事	千頭和 聡	(株)クボタ パイプシステム事業推進部農水担当部長
理事	大久保 翔吾	(株)北陽 代表取締役社長
理事	竹林 亮	(株)協和 代表取締役社長 (北陸地方協会会長)
理事	白谷 栄作	学識経験者 (公社) 農業農村工学会専務理事

(退任された役員の皆様)

理事・副会長	岩村 和平	学識経験者
理事	丸谷 法彦	(株)北陽 取締役
理事	新保 明夫	北陸農業土木事業協会 顧問
理事	小泉 健	学識経験者 (公社) 農業農村工学会機構長

○主な報告事項と承認事項は以下のとおりです。

【報告事項】

① 令和7年度事業報告

【承認事項】

② 定款の目的変更

国土強靱化基本法の改正（令和5年6月）、

食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月）等を踏まえ、農業土木に関する技術の向上及び普及がより直接的に貢献する対象として、国家戦略に位置付けられました食料安全保障の確保等を明確化し、定款の目的変更が承認されました。

（一社）農業土木事業協会 定款

新（変更後）	旧（変更前）
第3条 本会は、 <u>農業農村整備事業に関する技術の向上及び普及を図り、もって食料安全保障の確保、農業の持続的発展、農村の振興、国土強靱化等に資することを目的とする。</u>	第3条 本会は、 <u>農業土木事業に関する技術の向上及び普及を図り、もって資源の総合的な開発及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。</u>

③ 要請文

当協会及び会員企業の価値向上等に向け、政府及び国会に対し（一社）農業土木事業協会及

び各地方協会が合同で要請活動を行うこととし、その要請文について承認されました。

要 請 書 一般社団法人農業土木事業協会（以下、「協会」という）は、253社の幅広い会員企業が有する最新の技術情報を国等に提供するなど農業農村整備事業に関する技術の向上及び普及を行うとともに、会員企業が国営土地改良事業等の工事・業務を受注すること等により、農業農村整備事業の効果的かつ効率的な推進に貢献してきているところです。また、協会は農林水産省農村振興局及び各地方農政局と災害協定を締結し、防災時の応急対応から早期の災害復旧にも貢献してきているところです。 令和6年6月、食料・農業・農村基本法（以下、「基本法」という）が改正・施行されたこと等を踏まえ、令和8年6月、当協会の定時総会において、協会の目的を「農業農村整備事業に関する技術の向上及び普及を図り、もって食料安全保障の確保、農業の持続的発展、農村の振興、国土強靱化等に資すること」に変更し、会員企業の総力を挙げ、基本法における食料安全保障の確保などの理念実現に向け、最大限の貢献を行ってまいります。 基本法において、国は農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずる（基本法第29条）ものとされ、協会会員企業が有する農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を国等に提供することは、基本法の理念実現に非常に有効であります。 加えて、令和7年9月に閣議決定された土地改良長期計画においては、建設業の担い手の育成・確保、品質の確保、資材価格の上昇等に対応するとされています。当協会の会員企業が農業農村整備事業に関する工事・業務の受注を通じて、新技術の開発、技術の向上、技術の普及が図られるとともに、国、地方公共団体の重要な施策の推進にも大きく寄与するものと考えています。 特に、農業農村整備事業における技術水準をリードするなど国営土地改良事業の役割等を踏まえ、物価上昇等に見合った予算の確保は元より工事・業務費の確保を初め、品確法等の趣旨に基づき入札契約制度の適切な改善・運用について確実に実現していく必要があります。近年の物価上昇、人材不足など、建設業を取り巻く環境が厳しい状況において、国営事業にかかる執行体制の充実とともに、技術力を向上させ、新技術の開発等を進めていくためには、入札契約の公平性及び競争性の向上と品質確保の促進等が必要です。 このため、以下の事項について、ご配慮頂たく、要請を申し上げます。	
--	--

記 1 農業農村整備予算の必要額の確保 農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費及び「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費を踏まえ、近年の物価上昇等も考慮し、農業農村整備予算の必要額を確保して頂きたい。 2 入札契約制度等の適切な改善・運用の徹底 国営事業の工事・業務に関する入札契約制度等について、社会経済状況、現場での実態等を踏まえ、適宜、適切に改善を図って頂きたい。特に、 ① 業務における「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加算措置」について柔軟な運用、 ② 業務における低入札価格調査基準について、一般管理費等を工事と同程度とするなどの見直し について検討を頂きたい。 (以上)	
---	--